

高齢者雇用

希望者全員が六五歳以上まで働ける企業が過去最多―厚労省調査

TOPICS

1

の動きにとどまるものの、「希望者全員六五歳以上の継続雇用制度」は四九・一%と前回調査（三二・七%）より一六・四ポイント増加している。

継続雇用された定年到達者は七六・五%

調査では、定年到達者の動向についても尋ねた。対象期間（二〇一二年六月一日から二〇一三年五月三十一日）が四月の制度改正を過ぎ、その影響は一部しか反映していないことに留意が必要だが、六〇歳定年企業における定年到達者（三六万六七五五人）のうち、継続雇用された者は二八万四八二人（七六・五%）でそのうち子会社・関連会社など「自社外」で継続雇用されたのは一万五八二七人。一方、継続雇用を希望しない定年退職者は八万一千八四二人（二二・三%）、継続雇用を希望したものの継続雇用されなかった者は四三一人（一・二%）となった。

厚労省は今後、雇用確保措置の未実施企業（三一人以上規模企業）が一万一〇〇三社にのぼることから、都道府県労働局、ハローワークにおける個別指導を強力に実施し、未実施企業の早期解消を図るとともに、生涯現役社会の実現に向け「七〇歳まで働ける企業」の普及・啓発に力を注ぐ。

（調査・解析部）

四・五%となり前回調査（五七・二%）より二二・七ポイント減少した。

さらに、今回調査から追加された継続雇用先の内訳については、「自社のみである企業」は九三・四%、「自社以外の継続雇用先（親会社・子会社・関連会社等）のある企業」は六・六%となる。「自社以外」を従業員規模別にみると、三一〜五〇人（三・六%）、五一〜三〇〇人（六・一%）、三〇一人以上（一六・四%）となり、従業員規模が大きいほど「自社以外」の割合が高くなる。

希望者全員が六五歳以上まで働ける企業が六六・五%に

希望者全員が六五歳以上まで働ける企業は前回調査（四八・八%）より一七・七ポイント増加の六六・五%となり、過去最高を記録した。

従業員規模別にみると、三一〜五〇人は七四・三%（前回五九・九%）、五一〜三〇〇人は六四・九%（同四六・九%）と導入が広がりをみせており、三〇一人以上も四八・九%と前回調査（二四・三%）からほぼ倍増している。

希望者全員が六五歳以上まで働ける企業の状況を見ると、「定年制の廃止」は二・六%（前回調査二・七%）、「六五歳以上定年」は一四・七%（同二・五%）と前回調査と比べ緩やかな数値

厚生労働省は一〇月三〇日、平成二五年「高齢者の雇用状況」集計結果を発表した。それによると、希望者全員が六五歳以上まで働ける企業の割合が過去最多の六六・五%になったことが明らかとなった。

高齢者雇用安定法では、六五歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年の廃止」「定年の引き上げ」「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（以下、高齢者雇用確保措置）を講じるよう義務付け、毎年六月一日の高齢者の雇用状況の報告を求めている。

今回調査は、従業員三一人以上の企業約一四万社からの報告をとりまとめたもの。四月の改正高齢者雇用安定法の施行後の初めての調査となる。

雇用確保措置は九割以上が実施

高齢者雇用確保措置の実施済企業の割合は九二・三%となり、前回調査（九七・三%）より五・〇ポイント低下した。四月に改正法が施行され、前回調査の数値と単純には比較できないが、厚労省担当者は、「前回調査では実施済だった企業のうち、四月の改正法施行でハードルが上がリ、六月一日の調査時点までに就業規則の見直しに間に合わなかった企業があったのではないか」とみている。

一方、高齢者雇用確保措置の未実施企業の割合は七・七%となり前回調査（二・七%）より五・〇ポイント増加した。この未実施企業（一万一〇〇三社）の八割弱は、四月の制度改正で廃止された継続雇用制度の対象者を限定する基準が残っている企業（八三九三社）が占める。今回調査は四月の改正法施行から二カ月しか経過しておらず、見直しが間に合わなかった企業が、「実施済企業の減少」と「未実施企業の増加」に影響を及ぼした模様だ。

継続雇用制度の導入が八割

高齢者雇用確保措置の実施済企業のうち、「定年の廃止」は二・八%（前回調査比〇・一ポイント増）、「定年の引き上げ」は一六・〇%（同一・三ポイント増）、「継続雇用制度の導入」は一八・二%（同一・三ポイント減）となった。

継続雇用制度の内訳については、希望者全員を対象とする六五歳以上の継続雇用制度を導入している企業は、前回調査（四二・八%）より二二・七ポイント増加の六五・五%。一方、改正法は年金の支給開始年齢にあわせ経過措置を設けており、二〇一六年三月三十一日までは六一歳以上の人に対しては労使協定で定めた基準を適用することもできる。この経過措置適用企業は三